

松野町地域おこし協力隊員募集要項

松野町は、四国の西南部、愛媛県の南部に位置し、隣は高知県四万十市と接している県境の町です。町土の 84%は森林であり「森の国」と呼ばれています。町内には、四万十川の支流である「広見川」や「目黒川」が流れています。特に、目黒川の上流は国立公園「滑床溪谷」があり、山・川の恵みが豊富な町です。

このような環境のなか、平成 26 年度以降、19 名の協力隊員が着任し、農業・観光・教育・地域づくり部門で活動を行っています。令和 3 年度についても、松野町民と協働して地域づくりに取り組んでいただける方を募集します。

1 募集人数 4 事業 合計 5 名

- (1) 農業振興事業
- (2) コミュニティナース事業
- (3) 観光振興事業
- (4) 夢かなえる（提案型）地域活性化事業

2 業務・活動概要

(1) 農業振興事業

農業を再生したうえ、さらに振興していただける方

- ア 桃再生事業（耕作放棄地の開墾、植栽、既存品種以外の生産など）
- イ 特産品ブランド化（新規特産品の創出、既存特産品の更なるブランド化）
- ウ アグリレスキュー事業（水稻、果樹、野菜等の農作業支援）
- エ 任期終了後に自らが目指す作物の栽培研修活動

(2) コミュニティナース事業

看護師資格を有し、予防的視点を持って地域福祉に従事しながら、地域づくりと連動する地域包括ケア体制の深化に共に取り組んでいただける方

- ア 地域福祉活動の推進（地域食堂運営協働、サロン等の自主活動への支援等）
- イ 予防的視点を持った地域課題の把握と解決に向けた取組みの協働
- ウ 保健・医療・福祉の連携の深化に関する活動（連絡会参加、日常の活動協働等）

(3) 観光振興事業

滑床溪谷内を拠点としたアウトドアや松野町の観光を振興していただける方

- ア アウトドアの振興や地域資源（観光資源、特産品等）の掘り起こし
- イ 観光資源のネットワーク化
- ウ 観光商品の造成及び販売等

(4) 夢かなえる（提案型）地域活性化事業

応募者自身のスキル、経験及びアイデアを活かした地域活性化事業に取り組んでいただける方

- ア 松野町の地域振興に資する活動や、定住するために必要な起業・就業を目指した活動
- イ 松野町が持つ地域資源の有効活用が図られる活動
- ウ 上記ア・イに応募者自身のスキル、経験及びアイデアを加えて更なる地域振興に繋げる活動

【参考例】地域のトータルデザイン、商店街再生・事業承継、地域資源（観光資源、特産品等）の掘り起こし、関係人口づくり、廃校の利活用、文化・教育振興、その他、松野町の活性化に繋がる事業

【4 事業共通】

消防団や自治会及び地区活動等の地域住民とともに行う「地域協力活動」は、上記の各4事業に共通する活動です。

3 応募条件

(1) 次の条件を満たす人が応募できます。

- ア 平成15年4月1日までに生まれた方（高校生不可）
- イ 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない方
- ウ 現在の生活拠点が3大都市圏と政令指定都市又は地方都市（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）であり、松野町地域おこし協力隊員として採用後、松野町に住民票を移動することができる方
- エ 普通自動車運転免許証を取得している方
- オ 住民と協力しながら、地域の活性化に向けて積極的に行動できる方
- カ パソコンの基本操作（ワード、エクセル、メールのやり取り程度）ができる方
- キ 協力隊終了後も定住し、起業・就業に意欲がある方
- ク 看護師資格を取得されている方（コミュニティーナース事業のみ）

4 任用形態及び期間

(1) 松野町の会計年度任用職員（パートタイム）として採用します。

(2) 採用の日から1年間とします。

※活動実績により更新する場合があります。（最長3年まで）

※採用日は、令和3年4月から9月までの各月1日から選択できます。また、応募者の都合に合わせて着任することも可能です。（要相談）

5 報酬及び期末手当等

(1) 月額報酬 166,000円とします。ただし、任期が3年目の隊員に限り208,000円とします。

※今後、総務省の財源措置が増額された場合、月額報酬を引き上げる可能性があります。

(2) 期末手当 6月及び12月に期末手当を20万円支給します。

※着任当初のみ在任期間に応じて減額になります。

※今後、総務省の財源措置が増額された場合、期末手当を引き上げる可能性があります。

(3) 赴任手当 旅費に関する条例に準じて計算し、10万円を上限に支給します。

(4) 通勤手当 町の規程に従って支給します。

6 勤務日及び勤務時間

(1) 勤務日は、原則月曜日から金曜日としますが、活動内容によっては土日が通常勤務になる場合があります。

- (2) 休日は、原則土日、祝日、年末年始とします。
- (3) 勤務時間は1日7時間、週5日勤務を原則とします。
- (4) 勤務日、勤務時間帯は変動する可能性があります。

7 待遇及び福利厚生

- (1) 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険）に加入します。
- (2) 住宅は、町が借り上げた空き家を貸与します。光熱水費等は自己負担となります。
- (3) 活動に使用する車両については、公用車を貸与します。また、隊員が使用料を負担することで公用車を私用で使うことができます。（要相談）
- (4) パソコン等事務機器については、町が貸与します。
- (5) 活動に関連して出張等を行った場合は旅費を支給します。
- (6) 任期終了後、松野町内で起業する場合は、起業支援金100万円が支給されます。（審査有）

8 サポート体制

- (1) 松野町役場ふるさと創生課及び事業担当課がサポートします。
- (2) 任期終了後、定住に向けた各種支援制度等の斡旋をします。

9 応募手続

(1) 応募期間

令和2年11月20日（金）～令和3年1月15日（金）

(2) 提出書類

ア 松野町地域おこし協力隊応募用紙

イ 履歴書（市販のもの） 1部

※記入上の注意事項

- ・顔写真を添付してください
- ・職務経歴書は必要に応じて添付してください

ウ レポート（1,600字程度、書式は自由）

【レポートテーマ】

地域おこし協力隊員に応募した動機、自分にできること・やりたいこと、これまでの経験を含めて書いてください。

※提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。

(3) 応募先

〒798-2192

愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343番地

松野町役場 ふるさと創生課 「地域おこし協力隊員」募集係

(4) 問い合わせ先

松野町役場 ふるさと創生課 企画調整係 担当：土居

TEL：0895-42-1116（内線331）FAX：0895-42-1119

E-mail：ko-doi@town.matsuno.ehime.jp

10 選考方法

(1) 一次選考

受付期間終了後、書類選考の上、合否の結果を応募者全員に文書等で通知します。

(2) 二次選考

一次選考合格者を対象に、松野町において面接試験を実施します。

日時、場所については、一次選考結果通知でお知らせします。(令和3年2月初旬)

※二次選考会場までの旅費は旅費規程に準じて計算し、3万円を上限に支給します。

※面接試験の冒頭5分間では、「松野町協力隊になり、ミッションを通じてどのように定住していくか」をテーマに応募者自らプレゼンしていただきます。

11 最終選考結果の通知

二次選考終了後、二次選考受験者全員に文書で通知します。(令和3年2月中旬)

※選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

12 着任時期

今回の募集で採用された方は、令和3年4月～令和3年9月の各月1日付けで採用します。

松野町地域おこし協力隊応募用紙

令和 年 月 日

松野町長 坂本 浩 様

応募者氏名

㊞

松野町地域おこし協力隊員の応募条件を承諾の上、次のとおり応募します。

ふりがな		生年月日	昭和・平成	年	月	日
氏 名		年 齢	歳	性 別	男・女	
ふりがな						
現住所 ※住民票の住所						
電話番号	(自宅) — — (携帯) — —					
メールアドレス						
応募区分	○をつけてください。 1 農業振興事業 2 コミュニティナース事業 3 観光振興事業 4 夢かなえる（提案型）地域活性化事業					
○その他伝えたいこと、健康上の特記事項等があればお書きください。						

- ※1 履歴書（市販のもの）及びレポートを添付してください。
- ※2 提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。